

第 82 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 41 回 総会 (CAC) 議題
4-(2)	第 41 回 総会 (CAC) 概要
5-(1)	第 24 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 仮議題
5-(2)	第 24 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 主な検討議題
6-(1)	第 50 回 食品衛生部会 (CCFH) 仮議題
6-(2)	第 50 回 食品衛生部会 (CCFH) 主な検討議題

第 82 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 30 年 10 月 11 日（木）

14:00 ～ 16:15

場所：中央合同庁舎 4 号館 4 階

共用 408 会議室

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第41回 総会 (CAC)

② 今後の活動について

- ・ 第 24 回 食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)
- ・ 第 50 回 食品衛生部会 (CCFH)

2. その他

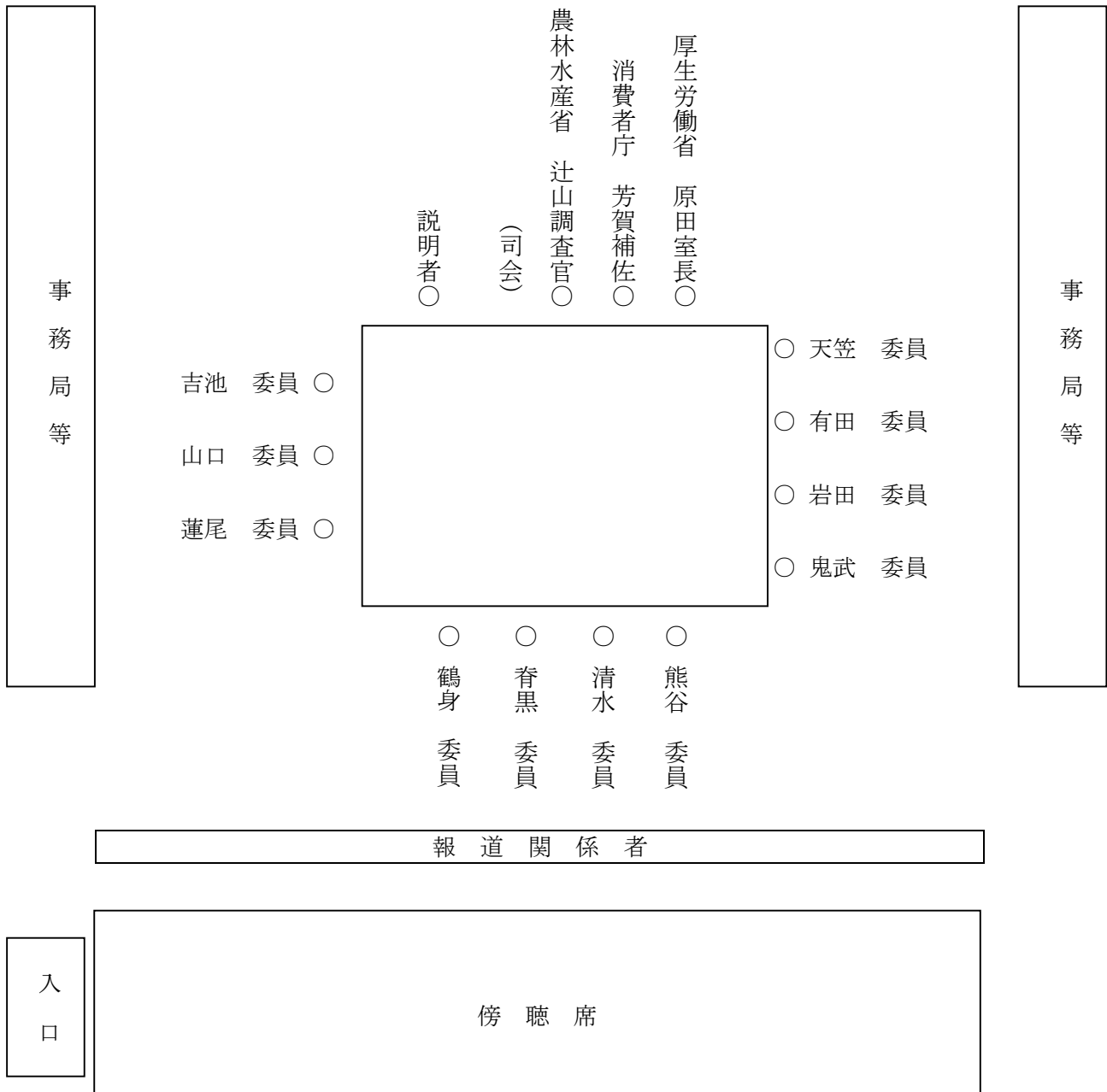
コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
ありた 有田	よしこ 芳子	主婦連合会 会長
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
しみず 清水	いわお 巖	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐる 脊黒	かつや 勝也	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室次長
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 82 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 30 年 10 月 11 日 (木) 14:00 ~ 16:15
中央合同庁舎 4 号館 4 階 共用 408 会議室



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 41 回総会

日時：2018 年 7 月 2 日（月）～7 月 6 日（金）

場所：ローマ（イタリア）

議題

1	議題の採択
2	第 74・75 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの改訂
4	ステップ 8 の規格案と関連文書（ステップ 6, 7 を省略する勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む）
5	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7	新規作業の提案
8	作業中止の提案
9	コーデックス規格と関連文書の修正
10	総会、執行委員会及び部会の報告から提起された事項
11	電子的作業のみによる部会及びパイロットとしての Committee on Standards Advancement (CCSA) の設置
12	コーデックスの作業管理の定期的な評価（2017-2018 年報告）
13	財政及び予算に関する事項
13.1	2016-2017 年報告及び 2018-2019 年経過
13.2	2020-2021 年提案
14	FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援（活動、財政及び予算）
15	FAO 及び WHO から提起された事項
16	FAO 及び WHO のキャパシティービルディング活動に関するサイドイベントの報告
17	コーデックス信託基金（CTF2）に関するサイドイベントの報告
18	IGO 及び NGO とのパネルディスカッションの報告
19	議長及び副議長の指名
20	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
21	その他の作業
22	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第41回総会 結果概要報告

2018年7月2日(月)～7月6日(金)にローマ(イタリア)にて開催された第41回コーデックス総会の結果について以下のとおり報告する。

本会議には121加盟国、1加盟機関(EU)、46国際政府機関及び非政府機関が参加した。我が国からの出席者は以下のとおり。

(日本政府代表団)

農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	調査官	辻山	弥生
厚生労働省	医薬・生活衛生局	参与	吉倉	廣
厚生労働省	医薬・生活衛生局	参与	三浦	公嗣
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 室長	原田	英治
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 社会保障専門調査員	後藤	康宏
厚生労働省	医薬・生活衛生局	生活衛生・食品安全企画課 国際食品室 主査	酒井	義瑛
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	国際基準専門官	丸野	吾郎
農林水産省	消費・安全局食品安全政策課	係長	織戸	亜弥

議題 1. 議題の採択

議題 21 (その他の作業) に、以下の事項を追加した上で採択された。

- ① 「食品中の内分泌かく乱物質」(提案国：インド)
- ② 「総会の議事構成」(提案国：キューバ)

議題 2. 第 74・75 回執行委員会の報告

手続きマニュアルに従い、議長は第 74・75 回執行委員会の結果について報告をした。

- ジルパテロール塩酸塩の最大残留基準値 (MRL) 原案 (牛の脂肪、腎臓、肝臓及び筋肉)

第 75 回執行委員会において、第 24 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) でジルパテロール塩酸塩の MRL 原案に対し科学以外の要因によりステップを進めなかったことについて、コーデックスのルールに違反していないとする FAO の法律担当部門の見解が紹介された。

米国 (ミッキニー農務省貿易担当次官) をはじめ、中南米やアフリカ諸国から、第 24 回 CCRVDF のジルパテロールのステップが科学以外の要因により進まなかったことについて強い懸念が表明され、科学はコーデックスの信頼の基礎であり、手続きルールに沿ってステップを進めるべきことが強調された。また途上国からは、自国で基準値を策定するキャパシティのない国にとって、FAO と WHO のリスク評価によるベネフィットが妨げられるとの意見があった。そのほか、科学以外の要因をどのように考慮するかについては執行委員会で議論すべきとの意見が出された。

EU と EU 加盟国からは、FAO の法律担当部門の見解を支持し、リスク管理者としてリスク評価以外の要因を考慮することには正当性があると意見が出された。また EU 加盟国を中心に、一般原則部会 (CCGP) で議論することを支持する意見が出された。

各国が自国のポジションを述べることにほぼ一日費やされた結果、科学以外の要因をどのように考慮するかについて、事務局がコーデックス総会議長・副議長、FAO と WHO の法律担当部門と協力して作業文書を用意し、引き続き議論することになった。議論の場として CCGP を支持する国もあったが、第 77 回執行委員会 (2019 年) で議論することになった。また各地域の意見については地域調整国がそれぞれの地域の意見をまとめて、執行委員会で報告することになった。

- 薬剤耐性 (AMR) に関する特別部会 (TFAMR)

議長より、第40回総会（2017年7月）において承認された2つの新規作業（「薬剤耐性の最小化及び抑制のための実施規範（CXC 61-2005）の改訂」と「AMRの統合的なサーベイランスに関する指針作成」）がTFAMRにおいて行われていることが報告された。総会は、コーデックスがAMR対策に関する国際的な取組にコーデックスが貢献していることを確認するとともに、今後もTFAMRにおいて作業がスケジュールどおりに進行していくよう、TFAMR議長を支援していくことに合意した。

議題3. 手続きマニュアルの改訂

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	議論の結果
コーデックスマニュアルの改訂	CCRVDFにおいてMRLの外挿をしやすくするため、手続きマニュアル「CCRVDFのリスクアナリシスの原則」の「 <u>JECFAが科学的に正当なものであることを確認しており、不確実性が明確に定義されている場合、CCRVDFはMRLを1つ以上の種に外挿を勧告することができる</u> 」という記述の下線部を削除する改訂を行うもの。	CCRVDFで合意された案のとおり採択された。 ドミニカ共和国がCCGPで議論してから総会に諮るべきとして留保した。 エクアドルがCCRVDFの新たな魚種のグルーピングに関する討議文書に係る電子作業部会（EWG）（議長：EU）の作業言語が英語のみであることに懸念を表明したことをうけ、コスタリカが共同議長に加わった。

議題4. ステップ8の規格案と関連文書（ステップ6,7を省略する勧告を付してステップ5で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ5で提出されたものを含む）

Part1 ステップ 8, 迅速化手続きのステップ 5 及びステップ 5/8 の規格案及び関連文書

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	議論の結果
ナスの規格案	ナスの規格を作成するもの。	CCFFV で合意された案のとおり採択された。 EU、コロンビア、ノルウェー、タイ、スイスは” Extra” クラスに ” tolerances for decay” を設定することについて懸念を表明し、留保した。

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CXS 1-1985) の改訂	「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (CXS 1-1985)」について、食品の品質・安全性に関する日付表示の規定を追加する等改訂を行うもの。	CCFL で合意された案のとおり採択された。 ロシアが改訂案 4.7(vii)「日付表示と保管方法」の免除規定について懸念を表明し、留保した。

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果
魚類及び水産製品に関する実施規範(CXC 52-2003)のヒスタミン	「魚類及び水産製品に関する実施規範 (CXC 52-2003)」に、新たにヒスタミン管理に特化したガイダンスを作成	CCFH で合意された原案に一部修正を加え (※)、採択された。

管理ガイダンス文書原案	するもの。	モロッコが魚種のリストにその他の魚種も含めるべきとして留保した。 ※ヒスタミン食中毒を引き起こすリスクの高い魚種の記載に”e.g.”を加筆するもの。
-------------	-------	---

<食品汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	議論の結果
特定品目中の鉛の最大基準値の改訂原案	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」（CXS 193-1995）（GSCTFF）において、グレープジュース、マンゴーチャツネ、アブラナ科野菜の缶詰、生鮮栽培きのこ、食塩、ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド、食用油脂の鉛の最大基準値を改訂するもの。	CCCF で合意された原案のとおり採択された。
チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値原案	チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値について、総乾燥ココア固形分含有率 50%以上 70%未満、70%以上の製品に最大基準値を設定するもの。	CCCF で合意された原案のとおり採択された。 ペルーは、カカオ由来製品によるカドミウム暴露について健康上の懸念はないとの FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価結果が出ているにもかかわらず健康への懸念から ML を設定することについて、特に小規模なカカオ生産農家に社会経済的な影響を

		及ぼしうるため懸念を表明し、留保した。
魚類中のメチル水銀の最大基準値原案	マグロ類、キンメダイ、マカジキ類及びサメ類のメチル水銀の最大基準値を設定するもの。	CCCF で合意された原案のとおり採択された。また CCCF はすべてのマグロ類の ML について、3 年後に追加データを踏まえ、改訂の検討の可能性があることを確認した。 EU、スイス、ノルウェーは、自国の基準値より高く、水銀暴露により深刻な公衆衛生上の懸念をもたらすとして留保した。コロンビアとキューバは再度部会で議論すべきとして留保した。エクアドルはすべてのマグロ類について、セネガルはキンメダイ、マカジキ類及びサメ類についてそれぞれの地域のデータを考慮していないとして留保した。
食品及び飼料中のダイオキシン類及びダイオキシン様 PCB の汚染防止及び低減に関する実施規範 (CXC 62-2006) の改訂原案	食品中及び飼料中のダイオキシン類及びダイオキシン様 PCB の汚染防止及び低減に関する実施規範 (CXC 62-2006) に、非ダイオキシン様 PCB に関する事項を追加する改訂を行うもの。	CCCF で合意された原案のとおり採択された。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

<p>食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案</p>	<p>第 84 回 JECFA (2017 年 6 月) が作成し、第 50 回 CCFA (2018 年 3 月) で合意されたタマリンドシードガム等 10 の食品添加物の同一性及び純度に関する規格原案。</p>	<p>CCFA で合意された原案のとおり採択された。</p>
<p>食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項の案及び原案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ GSFA の油脂関係の食品分類 (食品分類 02.1.2 及び 02.1.3) 及び加工果実・野菜関係の食品分類 (食品分類 04.1.2.2、04.1.2.3、04.1.2.5 及び 04.1.2.6) の食品添加物条項案及び原案 ・ GSFA の表 3 における <i>Tagetes erecta</i> 由来のルテインエステル類 (INS 161b(iii)) 及びオクテニルコハク酸 (OCA) - 改質アラビアガム (INS 423) の食品添加物条項原案 ・ GSFA の食品分類 01.1.2 における食品添加物条項原案 (着色料及び甘味料の機能を持つ添加物を除く) ・ GSFA の食品分類 01.6.4 における食品添加物条項原案 ・ GSFA の食品分類 09.0 から 16.0 まで (「着色料」及び「甘味料」の機能のある食品添加物等の条項及び食品分類 14.2.3 を除く。) の食品添加物条項の案及び原案 ・ 食品添加物条項「sodium aluminosilicate (INS 554)」の名称を「sodium aluminium silicate (INS 554)」に置き換える修正。 ・ ステビオールグリコサイド (INS 960) をグループ添加物とすることに関連する GSFA の修正。 ・ 注釈 301 (第 50 回 CCFA までの暫定最大濃度) を (第 	<p>CCFA で合意された案及び原案のとおり採択された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーデックス事務局から第 75 回執行委員会で提案されたとおり、「フィッシュソースの規格 (CXS 302-2011)」の食品添加物条項と GSFA の整合性の観点で、注釈 XS302 (フィッシュソースの規格に含まれる製品を除く) を食品分類 12.6.4 (フィッシュソース) の INS 473、INS 473a、INS 474 に付けることを承認した。 ・ EU は、ステビオールグリコシドと一日摂取許容量 (ADI) を共有する、<i>Yarrowia lipolytica</i> によって生産された複数の遺伝子供与体に由来するレバウディオサイド A (INS 960b(i)) を GSFA に含めることについて懸念を表明した。米国、カナダ等は、ADI を共有している個々の食品添加物の GSFA への追加は手続きマニュアルに基づいていること、

	53回 CCFA までの暫定最大濃度) に修正。	<p>また暴露量は増加しない旨発言し、原案を支持した。また JECFA 事務局から、由来の異なるステビオールグリコシドについて、最新の評価結果は、ADI は 0-4 mg/kg 体重(ステビオールとして表記)の旨説明があった。総会は、CCFA に対し、今後部会でこのような問題が提起された場合、ADI を共有している個々の食品添加物の GSFA への追加・削除に関する進め方の手続きを明確化するよう要請することになった。</p> <p>パラグアイは、ステビオールグリコシドの名称変更に伴い表示が変更され消費者が混乱するとして懸念を表明した。第 50 回 CCFA において GSFA は表示目的を意図したものではなく、表示には影響を与えないことを確認している旨複数の国から指摘があったが、最終的に留保した。</p>
食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の修正原案	食品添加物の国際番号システム (INS) に掲載されている食品添加物の追加、名称及び用途の追加又は変更を行うもの。	CCFA で合意された原案のとおり採択された。
個別食品規格の食品添加物に関	・GSFA の関連条項との整合に当たり、以下の 15 の個別	CCFA で合意された案のとおり採択され

<p>するセクションの改訂</p>	<p>食品規格：「特定の果物の缶詰の規格（CXS 319-2015）」、「サケの缶詰の規格（CXS 3-1981）」、「エビの缶詰の規格（CXS 37-1991）」、「マグロ及びカツオの缶詰の規格（CXS 70-1981）」、「カニの缶詰の規格（CXS 90-1981）」、「イワシ類の缶詰製品の規格（CXS 94-1981）」、「魚の缶詰の規格（CXS 119-1981）」、「塩漬けたタラ類及び乾燥塩漬けたタラ類の規格（CXS 167-1989）」、「フカヒレの規格（CXS 189-1993）」、「海水魚、淡水魚、甲殻類及び軟体動物貝類を原料とするクラッカーの規格（CXS 222-2001）」、「塩ゆで乾燥アンチョビーの規格（CXS 236-2003）」、「塩漬けたニシン及び塩漬けたスプラット（CXS 244-2004）」、「チョウザメのキャビアの規格（CXS 291-2010）」、「フィッシュソースの規格（CXS 302-2011）」及び「燻製魚、風味付けされた燻製魚、乾燥燻製魚製品の規格（CXS 311-2013）」における食品添加物のセクションを改訂するもの。</p> <p>・「粉乳及び粉末クリームに関するコーデックス規格（CXS 207-1999）」、「脱脂乳及び植物性脂肪の混合粉末の規格（CXS 251-2006）」及び「食用カゼイン製品に関するコーデックス規格（CXS 290-1995）」における食品添加物条項「sodium aluminosilicate（INS 554）」の名称を「sodium aluminium silicate（INS 554）」に置き換える修正を行うもの。</p>	<p>た。</p>
-------------------	--	-----------

GSFA の食品添加物条項の改訂	「特定の果物の缶詰の規格(CXS 319-2015)」及び上記 14 の魚類・水産製品の個別食品規格との整合性を図るため、GSFA の食品添加物条項を改訂するもの。	CCFA で合意された案のとおり採択された。
------------------	--	------------------------

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	議論の結果
残留農薬基準値 (MRL) 原案及び改訂原案	食品又は飼料中の農薬について、第 50 回 CCPR (2018 年 4 月) においてステップ 8 またはステップ 5/8 で合意された 26 農薬の MRL 原案。	CCPR で合意された案及び原案のとおり採択された。 EU、スイス、ノルウェーが 17 農薬に係る MRL について留保した。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案及び改訂原案 (ナッツ、種子及び樹液)	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、ナッツ、種子及び樹液の分類を改訂するもの。	CCPR で合意された原案のとおり採択された。
食品及び飼料のコーデックス分類の改訂案 (ハーブ及びスパイス)	国際貿易される食品を、どのくらい農薬が残留するか等を考慮し、形状や植物学的な特徴等に基づき分類した「食品及び飼料のコーデックス分類」のうち、ハーブ及びスパイスの分類を改訂するもの。	CCPR で合意された案のとおり採択された。
Table4 及び 5 原案: ナッツ、種子及び樹液並びにハーブ及びスパイスの群を代表する作物の選定例 (MRL の食品群への外挿のための代表作物の選定に関する原	グループ MRL の設定に用いる代表作物を選定する際の「原則及びガイダンス」に添付する、ナッツ、種子及び樹液の群の代表作物を例示する Table 4 及びハーブ及びスパイスの群の代表作物を例示する Table 5 を作成するもの。	CCPR で合意された原案のとおり採択された。

則及びガイダンスの添付資料)		
----------------	--	--

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果
アモキシシリン（魚類の切り身、筋肉）、アンピシリン（魚類の切り身、筋肉）、ルフェヌロン（サケ及びマスの切り身）、モネパンテル（牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉）の最大残留基準値（MRL）原案	アモキシシリン（魚類の切り身、筋肉）、アンピシリン（魚類の切り身、筋肉）、ルフェヌロン（サケ及びマスの切り身）、モネパンテル（牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉）の MRL 原案。	CCRVDF で合意された原案のとおり採択された。
ゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告（RMR）の案	<p>人への健康への懸念から JECFA が ADI 及び MRL を勧告していないゲンチアナバイオレット（GV）に対するリスク管理の勧告を、「食用動物に使用するべきではない」とするもの。</p> <p><リスク管理勧告原案（RMR）> 入手可能な科学的情報に基づく JECFA の結論を考慮すると、消費者にとって許容可能なリスクを表す、食品中の GV 又はその代謝物の残留の安全レベルはない。このため、関係当局は、食品中に GV が残留することを防止すべきである。このことは、食用動物に GV を使用しないことで達成可能である。</p>	<p>CCRVDF で合意された案のとおり採択された。また加盟国が食品中の GV の残留を防ぐための適切なリスク管理アプローチを選択できることを再度確認した。</p> <p>豪州、エクアドル、ホンデュラス、メキシコ、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、米国は RMR の最終文（このことは、食用動物に GV を使用しないことで達成可能である。）を含めることに懸念を表明し、留保した。</p>

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	議論の結果
コーデックス規格の分析法条項の承認	栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）、乳・乳製品部会（CCMMP）、穀物・豆類部会（CCCPL）関係のサンプリング法及び分析法を承認するもの。	CCMAS で合意された案のとおり採択された。

<穀物・豆類部会（CCCPL）>

事項	概要	議論の結果
キヌアの規格案	キヌアの規格を作成するもの。	食品表示部会（CCFL）での表示条項の承認を踏まえ、水分含量及び粒度を除き、案のとおり採択された。水分含量と粒度についてはコスタリカを議長、チリと米国を共同議長とする EWG で議論を継続することになった。

PART2 総会においてステップ8で保留されている規格及び関連文書

<食品残留動物用薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	議論の結果
牛ソマトトロピン（rbST）の MRL 案	乳分泌促進効果のある rbST の MRL 案。 第 78 回 JECFA（2013 年 11 月）の再評価の結果を踏まえて、第 22 回 CCRVDF（2015 年 4 月）、第 38 回総会	加盟国からステップ 8 から進めるべきとの要求がなかったことから、再度ステップ 8 で保留となった。

	(2015年7月)にて議論されたが合意に至らず、ステップ8で保留となった。第39回総会(2016年7月)、第40回総会(2017年7月)では現状を変える要求が無かったことから、再度ステップ8で保留となっている。	
--	---	--

議題5. ステップ5の規格原案と関連文書

<生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	議論の結果
馬鈴薯 (Ware Potato) の規格原案	馬鈴薯 (Ware Potato) の規格を作成するもの。	CCFFV で合意された原案のとおり予備採択された。

<栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	議論の結果
フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CXS 156-1987) の見直し	「フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CXS 156-1987)」における年長乳児、年少幼児の必須成分要件の規格原案。	CCNFSDU で合意された原案のとおり予備採択された。

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
精製油及び精製油を原料とする製品中の3-モノクロロプロパン-1,2-ジオール脂肪酸エステル類	精製油及び精製油で製造された製品中の3-MCPD 脂肪酸エステル及びグリシドールエステルを低減するための、生産及び製造工程、原材料の使用などにおける実施規範	CCCF で合意された原案のとおり予備採択された。 タイが原案には試験段階の不十分な知

(3-MCPDE) 及びグリシドール脂肪酸エステル類 (GE) の汚染防止及び低減に関する実施規範原案	を作成するもの。	見に基づく対策や生産コストの増加や過剰な排水の発生による環境影響が懸念される対策があるので、科学に基づき、大規模で効果が実証された対策を盛り込むべき旨コメントした。
規制値がない又はリスクマネジメントの枠組みが設定されていない汚染物質の場合のリスクアナリシスのガイドライン原案	規制値がない又はリスクマネジメントの枠組みが設定されていない汚染物質の場合のリスクアナリシスのガイドラインを作成するもの。	CCCF で合意された原案のとおり予備採択された。

<食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	議論の結果
フルメトリン (はちみつ) の MRL 原案	フルメトリン (はちみつ) の MRL 原案。	CCRVDF で合意された原案のとおり予備採択された。

議題 6. 既存のコーデックス規格と関連文書の廃止

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
特定品目中の鉛の最大基準値の廃止	「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF)」において、鉛の最大基準値を改訂することに伴い、マンゴーチャツネ、食塩、ファットスプレッド及びブレンディッドスプレッド、食用油脂の現行の鉛の最	CCCF で合意された案のとおり廃止された。

	大基準値を削除するもの及び濃縮加工トマトの鉛の最大基準値を削除するもの。	
魚類中のメチル水銀のガイドライン値の廃止	魚類中のメチル水銀のガイドライン値の廃止	CCCF で合意された案のとおり廃止された。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
GSFA 及び個別食品規格の食品添加物条項の廃止（食品添加物の同一性及び純度に関する規格がないため）	<ul style="list-style-type: none"> ・ソルビン酸ナトリウムの食品添加物条項を、GSFA 及び以下の 17 の個別食品規格：「即席麺の規格（CXS 249-2006）」、「発酵乳の規格（CXS 243-2003）」、「乳脂肪スプレッドの規格（CXS 253-2006）」、「モッツアレラの規格（CXS 262-2006）」、「チェダーの規格（CXS 263-196）」、「ダンボーの規格（CXS 264-1966）」、「エダムの規格（CXS 265-1966）」、「ゴーダの規格（CXS 266-1966）」、「ハバティの規格（CXS 267-1966）」、「サムソンの規格（CXS 268-1966）」、「エメンタールの規格（CXS 269-1967）」、「ティルジットの規格（CXS 270-1968）」、「サンポーランの規格（CXS 271-1968）」、「プロヴォローネの規格（CXS 272-2968）」、「カッターチーズの規格（CXS 273-1968）」、「クリームチーズの規格（CXS 275-1973）」及び「チーズの規格（CXS 283-197）」から廃止するもの。 ・リンゴ酸カリウム等の食品添加物条項を、以下の 5 の個 	CCFA で合意された案のとおり廃止された。

	別食品規格：「モッツァレラの規格（CXS 262-2006）」、「カッターチーズの規格（CXS 273-1968）」、「クリームチーズの規格（CXS 275-1973）」、「発酵乳の規格（CXS 243-2003）」及び「乳脂肪スプレッドの規格（CXS 253-2006）」から廃止するもの。	
--	--	--

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果
削除が提案された MRL	第 50 回 CCPR（2018 年 4 月）での合意に基づき既存の 11 農薬の MRL を廃止するもの。	CCPR で合意された案のとおり廃止された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	議論の結果
コーデックス規格の分析法条項の廃止	食品汚染物質部会（CCCF）及び栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）関係のサンプリング法及び分析法を廃止するもの。	CCMAS で合意された案のとおり廃止された。

議題 7. 新規作業の提案

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	議論の結果
ヤムの規格	ヤムの規格を作成するための新規作業提案。	新規作業として承認された。
タマネギ及びエシャロットの規	タマネギ及びエシャロットの規格を作成するための新規	新規作業として承認された。

格	作業提案。	
ベリーフルーツの規格	ベリーフルーツの規格を作成するための新規作業提案。	新規作業として承認された。

<食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	議論の結果
包装の前面の表示に関するガイドライン	包装の前面の表示の分かりやすい図柄等を用いた栄養成分の情報の使用に関するガイドラインを作成するもの。	新規作業として承認された。

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	議論の結果
食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範	食品事業者及び政府機関に対して、交差汚染の防止など、食品製造におけるアレルギー管理のための実施規範を作成するもの。	新規作業として承認された。
微生物による食品に起因する緊急事態/食中毒の管理のためのガイドランス	食品に関する緊急事態を管理するための、政府当局向けガイドランスを作成するもの。	WHO と FAO から、両機関による既存の文書や枠組みがあり、新規作業の目的とスコープ（範囲）の検討が不十分との懸念が示され、日本と豪州がプロジェクトドキュメントの再検討を提案したが、EU 加盟国等から本新規提案は既存の文書を補完することを目的としており作業の重複はないとして作業開始を支持する意見が多く、最終的に新規作業として承認された。

<残留農薬部会（CCPR）>

事項	概要	議論の結果
FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）による評価又は再評価を必要とする農薬の優先順位リスト案	2019年までに JMPR が優先的に評価（新規評価、定期的再評価、既存農薬における特定の食品の MRL の設定のための評価）を行うべき農薬のリスト及びそのスケジュール案。	CCPR で合意された案のとおり採択された。

<食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）>

事項	概要	議論の結果
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案。	CCRVDF で合意された案のとおり採択された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	議論の結果
測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）の改訂に関する新規作業	コンテンツを改善し、明確にするため、「測定の不確かさのガイドライン（CXG 54-2004）」を改訂する新規作業提案。	新規作業として承認された。
サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改訂に関する新規作業	よりユーザーフレンドリーなガイドラインとするため、「サンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）」を改訂する新規作業提案。	新規作業として承認された。

議題 8. 作業中止の提案

<食品汚染物質部会 (CCCF) >

事項	概要	議論の結果
チョコレート及びカカオ由来製品中のカドミウムの最大基準値原案の作業中止	調整ココアのカドミウムの最大基準値設定について作業を中止するもの。	CCCF で合意された案のとおり作業が中止された。
魚類中のメチル水銀の最大基準値原案の作業中止	ブリ及びメカジキのメチル水銀の最大基準値設定について作業を中止するもの。	CCCF で合意された案のとおり作業が中止された。

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
GSFA の食品添加物条項の案及び原案	第 50 回 CCFA (2018 年 3 月) が作業を中止することに合意した GSFA の食品添加物条項の案について、規格の策定作業を中止するもの。	CCFA で合意された案のとおり作業が中止された。

議題 9. コーデックス規格と関連文書の修正

事項	概要	議論の結果
「水分含量が低い食品の衛生実施規範(CXC 75-2015)」付属文書Ⅲ (スパイス及び乾燥ハーブ) の修正	本付属文書に関連して、スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) から食品衛生部会 (CCFH) に、「芳香性ハーブ」は CCSCH が対象とするよりも広い製品を包含する用語であり、本付属文書においては「料理用ハーブ」の使用が	提案のとおり規格の修正が承認された。

	適切との回答があったことから、「水分含量が低い食品の衛生実施規範 (CXC 75-2015)」中の「芳香性ハーブ」を「料理用ハーブ」に置き換えるもの。	
「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (GSCTFF) (CXS 193-1995)」のコメ中の無機ヒ素濃度の最大基準値 (ML) の注釈の修正	GSCTFF のコメ中の無機ヒ素濃度の ML の注釈を、魚類中のメチル水銀の ML の注釈に合わせて修正するもの。	提案のとおり規格の修正が承認された。
「分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999)」の乳・乳製品の分析法の修正	当該規格の乳・乳製品の分析法の点検過程において見つかった文言修正を要する箇所を修正するもの。	提案のとおり規格の修正が承認された。
乳・乳製品の全ての規格の分析法の条項の修正	乳・乳製品の全ての規格の分析法に関する条項について、手続きマニュアルで指示されている記載「この規格への遵守を確認するため、分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) に含まれる分析・サンプリング法が使用される。」に修正するもの。	提案のとおり規格の修正が承認された。

議題 10. 総会、執行委員会及び部会の報告から提起された事項

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	議論の結果
CCFA の作業管理	CCFA における作業管理について、第 50 回 CCFA (2018 年 3 月) の検討結果が報告される。	米国が、CCFA において、注釈 161 (着色料や甘味料の使用) の代替表現を検討

		<p>するため、米国と EU を共同議長とする EWG が設置されたことについて歓迎の意を表明し、各国に参加を呼びかけた (EU と CCFA の議長国である中国が支持)。</p>
<p>GSFA と個別食品規格の食品添加物条項の整合をとるための個別食品部会向けのガイダンス(情報提供文書)</p>	<p>第 50 回 CCFA (2018 年 3 月) において、GSFA と個別食品規格の食品添加物条項の整合をとるための個別食品部会向けのガイダンス (情報提供文書) をコーデックス委員会のウェブサイトで公開することに合意したことが報告される。</p>	<p>GSFA と個別食品規格の整合をとるためのガイダンスの公開について報告された。</p>

<糖類部会 (CCS) >

事項	概要	議論の結果
<p>分蜜せずに脱水したさとうきび汁の規格案</p>	<p>第 40 回総会 (2017 年 7 月) において、第 73 回執行委員会 (2017 年 7 月) からの勧告を踏まえ、作業中止を検討したものの、主にラテンアメリカ・カリブ海地域より作業継続の提案が多数あり、結果、work by correspondence により作業を継続し、第 41 回総会 (2018 年 7 月) への進捗報告を踏まえて作業中止について判断することに合意した。今次総会では、議長国のコロンビアより work by correspondence の作業の結果として、「panela (パネラ) の規格案」に名称を変更し、その他の名称は脚注に記載することが提案することが提案されており、今後の作業の</p>	<p>第 73 回執行委員会 (2017 年 7 月) と同じく、第 75 回執行委員会 (2018 年 6 月) も名称、スコープ (範囲)、特性に関するコンセンサスがなく、本作業の中止を勧告した。日本、インド、フィリピンなどが執行委員会の勧告を支持したが、CCS 議長国であるコロンビアを含む南米諸国とアフリカ諸国が作業継続を希望した。議長からコロンビアに対し、物理的な会合を開催し、懸念事項の解決を図る</p>

	進め方について検討することとしている。	よう求めたが、コロンビアが本国と連絡した結果、CCS はもう一年電子的作業を継続し、次回第 42 回総会に報告することに合意した。
--	---------------------	---

<加工果実・野菜部会 (CCPFV) >

事項	概要	議論の結果
CCPFV における新規作業の優先度、作業計画及び EWG の設置提案	第 40 回総会（2017 年 7 月）において、work by correspondence で、CCPFV における新規作業の優先度・今後の作業計画を決定し、第 41 回総会（2018 年 7 月）に作業結果を報告すること、及び優先度の高い作業について、原案の作成作業等を行うための EWG の設置に関する提案を準備することに合意した。検討結果について、検討するよう求めるもの。	第 40 回総会において設置された EWG での議論の結果、7 つの EWG（乾燥フルーツ、チリソース、コチュジャン、フルーツサラダの缶詰、マンゴーチャツネ、CCFA からの付託事項への回答、CCMAS からの付託事項への回答）を設置すること、2018 年 12 月に各 EWG の進捗状況を踏まえ、物理的な会合を開催するかどうか決定することが提案され、承認された。

<その他の事項>

事項	概要	議論の結果
「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン (CXG 32-1999)」の改	第 39 回総会（2016 年）において、「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン (CXG 32-1999)」へ「有機養殖漁業」の項目を追加する作	タイは、当該作業は途上国にとって重要であり、また作業中止になると新規作業を提案することから始める必要があるとして、

<p>訂：「有機養殖漁業」の追加に関する作業の取扱い（第 39 回総会（2016 年 6 月）からの付託事項）</p>	<p>業の継続の是非の判断を延期し、関心ある加盟国からの今後の作業の進め方の提案を待って第 41 回総会で再検討することとされたことから、改めて作業継続の是非を検討するもの。</p>	<p>作業の継続を希望したが、FAO より FAO の水産委員会等で本件について提案されておらず、優先順位が高い案件ではないこと、また作業を始める場合は「有機養殖漁業」の定義について国際的なコンセンサスを得るための予備作業が必要になるとの見解が示され、また EU と日本も第 75 回執行委員会（2018 年 6 月）からの作業中止の勧告を支持した。結果、作業を中止することに合意した。また今後加盟国から本作業に十分な関心が示された場合は作業を再検討することに合意した。</p>
<p>Doogh（ドゥーグ）の地域規格における表示条項の承認</p>	<p>第 44 回 CCFL（2017 年 10 月）において、Doogh（ドゥーグ）の地域規格に使われている用語「probiotics」はコーデックス文書中に定義がなく、使うべきではないという意見があったが、「probiotics」を削除することは他の条項にも影響を与える可能性があるため、そのまま表示条項を承認したこと、及び第 50 回 CCFA（2018 年 3 月）において同規格中の食品添加物の条項を承認しないことが決定されたことについて報告される。</p>	<p>左記の通りコーデックス事務局から報告された。食品添加物の条項については引き続き検討されることとなった。</p>

議題 1 1. 電子的作業のみによる部会及びパイロットとしての **Committee on Standards Advancement (CCSA)** の設置

事項	概要	議論の結果
<p>電子的作業のみによる部会及びパイロットとしての Committee on Standards Advancement (CCSA) の設置</p>	<p>複数の個別食品部会が電子的作業により再活動しているものの、そのあり方について手続きや管理に関する問題が提起されている。第 40 回総会では、事務局に対し、第 75 回執行委員会（2018 年 6 月）で検討するために ToR、モダリティー、コストに関する詳細な提案内容を準備し、第 41 回総会でパイロットについて決定すること、work by correspondence のオプションの利点と欠点を分析した文書を作成することを要請することに合意した。</p>	<p>①電子的作業による部会の進め方・運営について 日本より、文書では主に物理的な会合の開催の必要性に焦点が当てられているが、乳・乳製品部会（CCMMP）など、電子的作業のみでうまく運営されてきた部会もあり、それらの運営も参考にして電子的作業による部会の運営ルールを定めることが必要である旨指摘した（ブラジル、ドイツ等が支持）。途上国を含む多くの加盟国が、電子的作業のみによる部会の作業方法の決定には、作業の内容によってケースバイケースで判断できるようにすべきであり、幅広いオプションと柔軟性があることが重要であるとの意見を表明した。議論の結果、今後の作業として、一般原則部会（CCGP）に対し、手続きマニュアル中の関連する既存のガイダンスに基づいて、電子的作業による部会の進め方や運営に関する手続きのガイダンスを検討するよう要請することに合意した。</p>

		<p>②パイロットとしての CCSA の設置 特に中南米諸国から、物理的な会合の開催はコスト面で問題であること、専門家が出席できるかどうか懸念されること、既存のメカニズムで十分だとする意見が出された。設置を支持する国からは、電子的な作業による部会は参加国が少なく、その改善につながるのではないかと、上記①で示されたように幅広いオプションの一つになるのではないかと意見が出された。議論の結果、パイロットとしての CCSA の設置については、上記①の CCGP の議論の結果を踏まえて検討することに合意した。</p>
--	--	--

議題 1 2. コーデックスの作業管理の定期的な評価 (2017-2018 年報告)

事項	概要	議論の結果
<p>コーデックスの作業管理の定期的な評価 (2017-2018 年報告)</p>	<p>事務局より、コーデックスとその他の国際基準設定機関との協力に関する調査結果について報告される。</p>	<p>事務局より、コーデックスとその他の国際基準設定機関との協力について報告された。 総会は、規格策定作業の迅速化について、コンセンサスの確保のために一定</p>

		<p>の時間を要しているものであり、手続きマニュアルに問題があるわけではないことを確認した。</p> <p>また、既存のコーデックス規格のレビュー、他の国際機関が策定した規格の参照、及び他の国際基準設定機関へのコーデックス委員会としての参加・連携について、執行委員会での検討を求めることに合意した。</p>
--	--	---

議題13. 財政及び予算に関する事項

事項	概要	議論の結果
<p>2016-2017 年の報告及び 2018-2019 年の進捗並びに 2020- 2021 期の予算案</p>	<p>コーデックス財政及び予算に関して、2016-2017 年の支出状況及び 2018-2019 年の進捗並びに 2020-2021 年の予算案が報告される。</p>	<p>総会は、2016－2017 年の支出状況及び 2018－2019 年の予算案に関する事務局からの報告を受けて、通常予算以外の追加的な貢献として、部会ホスト国及び日本を含むコーデックス事務局へ人材を派遣している国に対し、感謝を表明した。</p> <p>また事務局から、2020－2021 年の予算案について、2018－2019 年と同額を予定しているが、次期戦略計画に基づく活</p>

		動に関する経費が発生する場合は 2022-2023 年予算に含められる旨説明があった。
--	--	---

議題 1 4. FAO/WHO のコーデックスへの科学的支援（活動、財政及び予算）

事項	概要	議論の結果
最近の FAO/WHO 専門家会合及びその他関連情報	最近の FAO/WHO 専門家会合等について報告される。	科学的助言に関する資金の安定確保について、FAO より、FAO の通常予算を科学的助言に係る資金に充当していること、また安定的な資金調達に関する長期的な解決策を図るため、FAO 内での議論を継続していることについて説明があった。また WHO より、WHO からの科学的助言に係る資金は WHO の通常予算からは僅かで、主にメンバー国からの任意的な拠出に依存しているが、リスク評価の依頼に適時に対応することができるよう改善に取り組んでいるところである旨説明があり、日本を含む拠出国に感謝の意が示された。日本を含む複数の国から、必要資金の安定的確保に向けた長期的な解決策として、FAO と WHO の
財政及び予算	2016-2017 年の FAO/WHO のコーデックスへの科学的助言への支出の報告、2018-2019 年の科学的助言の作業計画の実施のために必要な予算について報告される。	
FAO/WHO の科学的助言の要請状況	FAO/WHO の科学的助言の要請状況について報告される。	

		<p>通常予算から一定金額を確保すべきとの意見があったが、これについて、WHO から、各国において、食品安全とコーデックスの作業の重要性を予算当局に強調してほしいとの発言があった。</p> <p>議論の結果、総会は、安定的に資金を確保するため、短期的及び長期的な解決策に関する戦略を策定する必要性に言及し、関心のある国は次回以降の総会に討議文書を提出することを呼びかけた。また FAO と WHO に対し、科学的助言プログラムのための十分に持続可能な資金を確保するよう勧告した。</p>
--	--	---

議題 15. FAO 及び WHO から提起された事項

事項	概要	議論の結果
FAO 及び WHO から提起された事項	FAO 及び WHO から提起された、コーデックスの活動に関連する政策及び事項について報告される。	総会は、FAO から第 73 回国連総会における World Food Safety Day の設定に関する決議について支援の要請があったことを受け、各国に支援を促した。また、食品安全に関する科学的助言に係る継続的な財政支援について支持を得た

		め、各国に対し FAO 及び WHO 関係者との連携を促した。
--	--	---

議題 16. **FAO** 及び **WHO** のキャパシティービルディング活動に関するサイドイベントの報告

事項	概要	議論の結果
キャパシティービルディング活動	FAO 及び WHO が行ったキャパシティービルディング活動等について報告される。	本総会期間中のキャパシティービルディングに係るサイドイベントにおいて、 FAO 及び WHO が行った活動等について報告され、総会でその概要が紹介された。 関係国から FAO 及び WHO のキャパシティービルディングの取組について謝意が示されるとともに、優先度の高い分野として、食品輸入におけるリスクプロファイリング等が挙げられた。 また、本議題に係るサイドイベントの開催について歓迎の意が表明された。

議題 17. コーデックス信託基金 (CTF2) に関するサイドイベントの報告

事項	概要	議論の結果
----	----	-------

<p>コーデックス信託基金 (CTF2) に関するサイドイベントの報告</p>	<p>新たなコーデックス信託基金の活動二年目の報告がされる。CTF2 の成果や活動の技術、運営、財政に関する概要について紹介される。</p>	<p>FAO 及び WHO より、CTF2 の第 2 期の対象国選定や活動の準備状況について報告があり、近日中に募集が開始される第 3 期への積極的な応募の要請があった。また、CTF2 へのさらなる資金拠出の必要性が強調された。</p> <p>また、CTF2 の対象国から資金拠出国に謝意が示された。</p>
---	--	--

議題 18. IGO 及び NGO とのパネルディスカッションの報告

事項	概要	議論の結果
<p>IGO 及び NGO とのパネルディスカッションの報告</p>	<p>今年度のテーマである「食品の清廉性と信憑性」について、IGO 及び NGO とのパネルディスカッションの結果の報告がなされ、更なる議論のためのオプション及び 2019 年のパネルディスカッションのトピックについて検討が求められている。</p>	<p>本総会期間中のサイドイベントとして、「食品の清廉性と信憑性」をテーマに 10 の IGO 及び NGO によるパネルディスカッションが行われた。総会において、その概要が報告され、一部の国から今回のパネルディスカッションのテーマとなった「食品の清廉性と信憑性」への関心が示された。また、総会は、パネルディスカッションの試みを歓迎した。</p>

議題 19. 議長及び副議長の指名

事項	概要	議論の結果
議長及び副議長の指名	議長及び副議長は、通常総会の都度改選されることとされている。手続きマニュアルでは 2 回まで再選可能とされており、現在の議長及び副議長は 1 期目であることから、再度立候補が可能である。	現在の議長及び副議長が再選された。

議題 20. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

事項	概要	議論の結果
コーデックス部会の議長を指名する国の指定	各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国を確認するもの。	現在の議長国が確認された。

議題 21. その他の作業

(1) 食品中の内分泌かく乱物質（インド提案）

第 50 回 CCPR（2018 年 4 月）において、インドは、食品中の内分泌かく乱物質の性質を有する農薬の課題に対応するための統一的なリスク管理のガイドライン作成の新規作業を提案したが、日本より、本課題は農薬に限らず化学物質全般に共通するため、本提案は CCPR の任務を越えることを指摘し、CCPR としては現時点で本提案を支持しないことに合意した。

今次総会において、インドは、農薬に絞るよう改訂したプロジェクトドキュメントを直接総会に提出し、本作業の重要性を表明した。米国から、WTO・SPS 委員会でも取り上げられている問題であり、総会で提起したことについてインドに感謝するが、一方で、限定的なエビデンスしかなく、どのようにリスク評価をするのか疑問があり、作業を開始するにはまだ適当な時期ではないと発言した。豪州、カナダ、韓国、ナイジェリアが米国を支持したが、イランのみインドの作業を支持した。結果、今次総会では、新規作業として承認しなかった。インドは総会として CCPR に新規作業の検討を要請すべきと強く主張したが、インドは CCPR に再度提出が可能である

旨述べられるのみであった。これに対してインドは失望感を表明した。

(2) 総会の議事構成 (提案国：キューバ)

キューバから、今次総会について、サイドイベントの開催により総会での議論の時間が圧迫されているとの懸念が表明された。コーデックス事務局から、昨年度と比べても今年度は総会での議論に時間をとっており、サイドイベントの開催のために総会での議論の時間が減少した事実はないとの説明があった。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 24 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

日時：2018 年 10 月 22 日（月）～10 月 26 日（金）

場所：ブリスベン（オーストラリア）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	システム同等性の使用に関するガイドライン原案
5	電子証明書のペーパーレス使用に関するガイドライン原案（CXG 38-2001 の改訂）
6	食品安全及び食品貿易の公正な取引の分野での第三者認証スキームへの規制アプローチに関するガイドライン原案
7	食品の清廉性／信憑性に関する討議文書
8	食品輸出入検査・認証制度部会の今後の課題と方向性に関する討議文書
9	物理作業部会の試験的アプローチの評価
10	その他の事項
10.1	同等性の使用に係るガイダンスの統合及び近代化の提案に関する討議文書
11	次回の開催日時及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 24 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時：2018 年 10 月 22 日（月）～10 月 26 日（金）

場所：ブリスベン（オーストラリア）

主要議題の検討内容

仮議題 1 議題の採択

今回の部会で検討する議題の確認であり、適宜対処したい。

仮議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

関係する事項の報告がなされる予定のところ、適宜聴取したい。

仮議題 3 CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

FAO、WHO から本部会に関係する報告がなされる予定である。聴取の上適宜対処したい。

仮議題 4 システム同等性の使用に関するガイドライン原案

（経緯）

本作業は、輸出入時の監視の不必要な重複を減少させると同時に、消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の保証に効果的な手段として、輸出国と輸入国の間の食品安全制度（システム）の同等性の適切な利用を支援するためのガイドラインを作成しようとするもの（提案国：ニュージーランド）。

第 21 回会合（2014）において、討議文書を作成することが合意され、第 22 回会合（2016）において、ニュージーランドを議長国として、討議文書を改訂するための電子作業部会を立ち上げることで合意された。その後、前回作業部会第 23 回会合（2017）において、電子作業部会を踏まえて修正が行われた文書を基に議論され、新規作業として第 40 回総会での承認を求めることで合意され、第 40 回総会にて承認された。

今次会合では、2 回の物理作業部会を経て作成された本ガイドライン原案を基に検討を行う。

（概要）

システムの同等性とは、輸出入国の食品管理システム（National Food Control System (NFCS)）が、異なる方法で設計されシステム化されていても、消費者

の健康を保護すること、食品貿易における公正な取引を保証することに関して、同じ水準、目的を達成できる能力をいう。

目的：システム同等性の検討、評価、認識、維持の過程に関して、実用的なガイダンスを提供すること。

範囲：消費者の健康保護、食品貿易の公正な取引の保証に係る、輸入される食品に関する NFCS。NFCS に輸出入時の検査や証明のシステムを含む。

概要：システム同等性を検討するに当たっての原則及び評価する際の手順について示されている。

ステップ 1：評価開始前の協議及び評価開始の決定（両国）

ステップ 2：システムの比較のための判断基準の提供（輸入国）

ステップ 3：輸入国の NFCS の目的の説明（輸入国）

ステップ 4：輸出国の NFCS の説明（輸出国）

ステップ 5：評価の実施（輸入国）

ステップ 6：評価結果の決定（輸入国）

最終決定前の協議（輸出国）

ステップ 7：NFCS が同等であることの認識の文書化と維持（両国）

（対処方針）

輸入国が主導権をもって協議の開始を決定できる枠組みが維持されるよう、議論の内容に留意しつつ、適宜対処したい。

仮議題 5 電子証明書のペーパーレス使用に関するガイドライン原案 **(CXG 38-2001 の改訂)**

（経緯）

本作業は、「一般公的証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドライン」(CXG 38-2001) について、ペーパーレスでの使用を踏まえた改訂をしようとするもの（提案国：オランダ）。

第 21 回会合（2014）において、討議文書の作成について合意され、第 22 回会合（2016）、電子作業部会を経て、第 23 回会合において、CXG 38-2001 を改訂する新規作業を開始すること、電子作業部会を立ち上げること、新規作業として第 40 回総会での承認を求めることが合意され、第 40 回総会にて承認された。

電子作業部会において、主に次の観点から改訂された。

- ・電子証明書を使用していない国のために、紙での証明書の使用を除外しない
- ・電子証明書、電子署名、シングルウィンドウの定義

・責任、要件、データモデルの説明

今次会合では、電子作業部会を経て改訂された本ガイドライン原案を基に検討を行う。

(対処方針)

議論の内容に留意しつつ、慎重に対処したい。

仮議題 6 食品安全及び食品貿易の公正な取引の分野での第三者認証スキームへの規制アプローチに関するガイドライン原案

(経緯)

本作業は、NFCS に第三者認証スキームの情報を取り入れる方法について、ガイドラインを作成しようとするもの。(提案国：カナダ)。

第 22 回会合 (2016) において提案され、前回第 23 回会合 (2017) において、新規作業を開始すること、物理作業部会を立ち上げること、新規作業として第 40 回総会での承認を求めることが合意され、第 40 回総会にて承認された。

今次会合では、2 回の物理作業部会を経て作成された本ガイドライン原案を基に検討を行う。

(概要)

第三者認証とは、国家の規制要件または、国際的な規制要件を利用する規格を所有している、非政府組織の制度または自主的な制度をいう。

目的：第三者認証制度の情報を NFCS に使用するための、ガイダンスを提供すること。

範囲：消費者の健康保護、食品貿易の公正な取引の保証に関係する NFCS の目的と一致する、第三者認証制度。なお、規制当局によって管理されている公的な検査システム、証明システム、規制基準を検査、証明する認証機関には適用されない。

概要：関係者の役割及び責任、第三者認証プログラムの評価基準、第三者認証の情報を使用するための規制当局のアプローチ等について示されている。

(対処方針)

第三者認証プログラムが管轄当局と同等のチェック機能を有しているか等に留意しつつ、慎重に対処したい。

仮議題 7 食品の清廉性／信憑性に関する討議文書

(経緯)

本作業は、食品偽装に対処するため、食品の清廉性／信憑性に関する管轄

当局が取り組むための方法論を確立させ、原則とガイドラインを作成しようとするもの（提案国：イラン）。

第 22 回会合（2016）において、新規作業の提案がなされ、前回第 23 回会合（2017）にて、次の事項を目的とした電子作業部会を実施することが合意された。

- ・「food integrity」、「food authenticity」、「food fraud」、「economically motivated adulteration (EMA)」の定義を明確にし、CCFICS の文書进行评估するための作業範囲を示す。
- ・CCFICS の文書进行评估し、食品偽装に対処するための基準があるか、それらの基準における食品の清廉性／信憑性の取扱い方にギャップがあるかを確認する。
- ・評価の結果を踏まえ、更なる作業もしくは新規作業に関する討議文書を作成する。

今次会合では、作成された討議文書を基に、第 24 回会合にて新規作業として議論するための検討を行う。

（概要）

本討議文書では、「food integrity」、「food authenticity」、「food fraud」、「economically motivated adulteration (EMA)」の定義が示され、CCFICS の既存の文書について評価されている。なお、本討議文書では、新規作業の検討が提案されている。

- ・ food integrity（食品の清廉性）：安全性、品質、栄養などの期待される特性に関して、本物であり、変更されていない食品の状態
- ・ food authenticity（食品の信憑性）：食品の本質、起源、固有性などに偽りがない品質
- ・ food fraud（食品偽装）：不当な利益を得るために、食品の清廉性に関して、他人を欺く意図的な行為
- ・ economically motivated adulteration (EMA)（経済的な動機による不純物の混入）：食品偽装のひとつ。経済的な利益を得るため、製品の見た目上の価値を増やすこと、もしくはコストを減らすことを目的として、製品中の物質を意図的に置き換えること。

（対処方針）

各国の意見を十分に聴取し、仮に新規作業を行う場合、コーデックスの役割及び CCFICS の付託事項（ToR: Terms of Reference）に合致していることを確認した上で、作成されるガイドラインがどのような性格を持つものか、またその目的、対象に留意しつつ、適宜対処したい。

仮議題 8 食品輸出入検査・認証制度部会の今後の課題と方向性に関する討議文書

(経緯)

本作業は、会合での戦略的で、将来を見据えた議論を容易にし、定期的に、CCFICS の作業を精査し、将来の課題に着手することを目指すもの。

第 20 回会合 (2013) において、新たな世界規模の課題が、継続的に食品安全管理に関連する技術に影響を与え、戦略的なアプローチをとるため討議文書を要望し、第 21 回会合 (2014) において、討議文書を議論し、この討議文書は常設の議題とし、各部会前に更新することで合意された。

第 22 回会合 (2015) において、予備評価と優先する分野の特定に関する枠組みを含めて討議文書を発展させることとし、第 23 回会合 (2017) において、付録 A (CCFICS の作業に関連する新たな世界規模の課題) と付録 B (CCFICS の予備評価と優先する分野の特定に関する枠組の概要) が示された。

今次会合にあたっては、各国の意見を聴取して付録 A を更新し、付録 B の改訂を行う。

(対処方針)

我が国から提案する課題はないことを踏まえ、各国の意見を聴取し、作業の提案等がなければ、会合を開催する頻度を低くするなど、CCFICS の今後の方向性について適宜提案したい。

仮議題 9 物理作業部会の試験的アプローチの評価

(経緯)

本議題は、2017 年 12 月のチリ及び 2018 年 5 月の英国で実施された物理作業部会での、インターネットを通じた参加の取組について報告するもの。

第 23 回会合 (2017) において、議長によって、NFCS のような複合的な問題を抱える議題の解決にあっては、物理作業部会がなお効果的であるとして、「システム同等性」及び「第三者認証」に関する物理作業部会が提案されたが、一部の国から、発展途上国の参加が困難であることが指摘された。そこで、議長から、物理作業部会の開催時に、リアルタイムで、インターネットを通じた物理作業部会への参加が可能となるシステムを準備することが提案された。

本議題では、第 42 回総会で、CCFICS の物理作業部会でのインターネットを通じた試験的アプローチが成功したこと、他の部会でも物理作業部会を開催する時にはインターネットを通じたアプローチを検討するよう勧告することを推奨する。

(対処方針)

本取組において、同時通訳の準備、回線の切断、時差による開催時間の違いに問題があったとの報告があることから、これらの問題を解決した上で、現実的なインターネットを通じた物理作業部会の開催について勧告することを提案したい。

仮議題 10 その他の事項

適宜対処したい。

仮議題 10.1 同等性の使用に係るガイダンスの統合及び近代化の提案に関する討議文書

(経緯)

本部会において、仮議題 4 を含む同等性に関する CCFICS の文書について統合及び近代化することを提案するもの。

仮議題 4 には、既存のコーデックスガイドラインと重複する概念が含まれているため、特定の状況ごとにどの文書を適用するかの判断に混乱を招くおそれがあるとし、既存のガイドライン (CXG 34-1995 及び CXG 53-2003※) と仮議題 4 のガイドラインを見直し、評価し、統合及び近代化することが提案されている。

(対処方針)

討議文書に示された提案を支持する方向で適宜対処したい。

※CXG 34-1995 : Guidelines for the Development of Equivalence Agreements Regarding Food Imports and Export Inspection and Certification Systems

※CXG 53-2003 : Guidelines on the Judgement of Equivalence of Sanitary Measures associated with Food Inspection and Certification Systems

仮議題 11 次回の開催日時及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 12 報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう適宜対処したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 50 回食品衛生部会

日時：2018 年 11 月 12 日（月）～11 月 16 日（金）

場所：パナマシティ（パナマ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) を含む FAO, WHO から提起された事項
4	国際獣疫事務局 (OIE) からの情報
5	食品衛生の一般原則 (CXC 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改訂原案
6	魚類及び水産製品に関する実施規範 (CXC 52-2003) の改訂：ヒスタミン管理ガイダンス文書の位置；他のセクションの修正；ヒスタミン食品安全に関するサンプリング，検査及び分析セクションの改訂
7	食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範原案
8	(微)生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のためのガイダンス文書原案
9	志賀毒素産生性大腸菌 (Shiga toxin-producing <i>Escherichia coli</i> :STEC) の今後の作業についての討議文書
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 50 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題

日時：2018 年 11 月 12 日（月）～11 月 16 日（金）

場所：パナマシティ（パナマ）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明が行われる予定。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3. FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）を含む FAO 及び WHO の作業から提起された事項

CCFH において現在検討中の作業に関連した JEMRA の活動等が報告される。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 4. 国際獣疫事務局（OIE）からの情報

適宜聴取したい。

仮議題 5. 食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改訂原案

第 47 回会合で新規作業として採択することが合意され、議論されてきたもの。前回（第 49 回）会合においては、原案の文書そのものは議論せずに、今後の作業の前提として、「一次生産」は独立したセクションとして残すこと、食品事業者は自らが扱う食品に関係するハザード及びハザードを管理するための管理措置を理解・認識していなければならないが、責務の説明に「ハザード分析」という用語は使用しないこと、全ての食品事業者は Good Hygiene Practice (GHP) を導入する必要がある業種等によってはハザード管理に GHP のみで十分な場合もあること、管理措置には 3 種類あること（GHP、いわゆる OPRP 及び Critical Control Point (CCP)）等の原則に合意した。その後具体的な規定については、英国を議長国、フランス、ガーナ、インド、メキシコ及び米国を共同議長国とする電子作業部会にて議論してきた。

今回会合では、物理的作業部会を開催しステップ 3 で提出された各国コメントを検討した上で本会合で議論するための修正原案を作成し、ステップ 5/8 で第 42 回総会に諮ることを目指している。

電子作業部会から提案されている主な論点は以下のとおり。

- ① 文書中に新たに加える定義、改訂、新たに参照する文書、図等についてどうするか。
- ② GHP、CCP に加え、その他の衛生管理手法（いわゆる OPRP = 「enhanced GHP」）を管理

措置の1つとして含めるかどうか。なお、電子作業部会の議長は、合意された簡潔な説明のない enhanced GHP を含めると文書が複雑になってしまい、これは全ての事業者が活用しやすくなるようにできる限り文書を簡潔にするという CCFH で合意した作業方針に反するとの考えである。また、enhanced GHP の位置づけが明確でなく、必要に応じて、GHP についてもモニタリングの頻度を上げたり、検証や記録を行うことも可能な柔軟性のある案となっているため、修正案に enhanced GHP は含まれていない。

これまでの議論において、我が国は小規模を含めた全ての食品事業者にとって理解しやすく、活用しやすい内容となるよう、可能な限り文書は簡潔にし、元の文書構成を保つべきであるとの立場で対処してきたところであり、我が国からの意見は概ね反映されているが、引き続き同様の立場で適宜対処したい。

仮議題 6. 魚類及び水産製品に関する実施規範(CXC 52-2003)の改訂：ヒスタミン管理ガイダンス文書の位置;他のセクションへの修正;ヒスタミン食品安全に関するサンプリング、検査及び分析セクションの改訂

本議題は、ヒスタミンの公衆衛生上のリスク低減の観点から、魚類・水産製品部会(CCFPP)にて議論されてきたが、第39回総会にて、CCFFPの無期限休会に伴いCCFHの新規作業として承認されたもの。魚類及び水産製品に関する実施規範(CXC 52-2003)の一部として、ヒスタミン管理に特化したガイダンス文書が第41回総会で採択された。前回(第49回)会合で立ち上げることに合意された、日本及び米国を議長国とする電子作業部会では、採択されたヒスタミン管理ガイダンス文書を既存の実施規範のどこへ追加するか、また、追加に伴って他のセクションの改訂が必要かどうか、並びに個別食品規格のヒスタミン食品安全に関するサンプリングガイダンスの作成について議論してきた。

電子作業部会では、新たに採択されたヒスタミン管理ガイダンスを既存の実施規範のセクション9(生鮮、冷凍及びミンチの魚の加工)の直後に、独立したセクションとして挿入することに合意した。サンプリングガイダンスについては、個別食品規格に対しての管理状況が不明な場合に、ロットの受け入れ可否を判断するためのものと、管理システムが適切かを評価するためのもの、2つの異なる目的に対してそれぞれサンプリングプランが示された。ロット受け入れのためのサンプリングプランに必要なサンプル数について一部の国から懸念が示されたものの、部会には電子作業部会が示したとおりのサンプリングプランが提案されている。

今回で電子作業部会から提案されている主な論点は以下のとおり。

- ① ヒスタミン管理ガイダンス挿入にあわせた、実施規範の修正の確認
- ② 個別食品規格のサンプリングセクションの修正の確認

我が国としては、以上の論点を含む今回の原案に対し、既存の実施規範との齟齬がないようにするとともに、科学的に適切かつ実効性のあるガイダンスを作成すべきとの立場で適宜対処したい。

仮議題 7. 食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範原案

前回（第 49 回）会合で豪州及び米国が、食品製造中の交差汚染防止や表示の役割を含めたアレルギー管理について、食品事業者と政府のためのガイダンスを作成することを提案し、第 41 回総会で新規作業として承認され、議論されてきたもの。豪州を議長国、英国及び米国を共同議長国として立ち上げられた電子作業部会で、今回会合でステップ 4 として議論するための原案の作成がされた。

原案は、仮議題 4 で議論される食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）に従った構成とし、範囲はサプライチェーン全体でのアレルギー管理とし、IgE 由来及び非 IgE 由来の食品アレルギーとセリアック病等の過敏症を対象とするが、免疫反応に関わらない食品不耐症等は含めていない。また、国際的に重要な免疫反応をおこすと認知されている代表的な 8 種の食品は、包装食品の表示の一般規格（CXS 1-1985）と一致させた記載となっている。

電子作業部会から提案された、さらなる議論が必要である主な論点は、以下のとおり。

- 「工程管理」セクションの「モニタリングと検証」のパラ 69 において、施設が取り扱う低濃度のアレルギーを含む可能性のある原材料について定期的に変更の有無を検証する規定を記載するのか、及び「・・・を含む可能性のある (may contain)」といった予防的な (precautionary) アレルギー表示を、施設が交差汚染を合理的に防げない場合に適用するのか
- 「施設（維持及び清掃）」セクションの「清掃プログラム」において、アレルギーの交差汚染を最小限にするための清掃プロセスやその効果の検証を規定する清掃の妥当性確認についての記載を追加するかどうか。
- 「消費者意識と製品情報」セクションの「製造」において、全ての食品及び原材料にはアレルギーが含まれているかどうかについて製造者、加工者及び消費者に情報提供する旨の記載に加え、製品がアレルギーを含むという情報には予防的なアレルギー表示を含むものの、そのような表示はアレルギーがある消費者が利用可能な食品を減らすことに繋がるため、体系的な使用は避けられるべきである旨の記載を追加するかどうか。

我が国としては、原案に記載されたアレルギーの管理措置が各国で現状どのように適用されているかを参考にしつつ、消費者の健康保護のため、食品事業者にとって活用しやすく実行可能なガイダンスとなるよう、柔軟性のある記載となるよう対処したい。

仮議題 8. (微)生物による食品に起因する緊急事態/アウトブレイクの管理のガイダンス文書原案

前回(第 49 回)会合で EU が新規作業として提案し、WHO や複数国から本文書と既存の FAO/WHO やコーデックスの文書との重複が指摘され、本文書の新規性及び必要性について疑問が示されたが、第 41 回総会で新規作業として承認されたもの。デンマークを議長国、EU 及びチリを共同議長国として立ち上げられた電子作業部会では、改訂されたプロジェクトドキュメントを考慮して、今回会合でステップ 4 として議論するための原案の作成が行われた。

電子作業部会で議論された主な論点は、以下のとおり。

- 文書の構成は適当か。
- 表題の（微）生物の括弧を削除し、文書の対象を微生物による食中毒の管理のみにしてよいか。
- EU では INFOSAN（国際食品安全当局間ネットワーク）の他に EU 地域での緊急アラートシステムがあるところ、対象範囲を国「及び地域の」としてよいか。
- 食品安全の緊急事態(Food safety emergencies)という用語を、深刻度にかかわらず全ての食中毒に使用して良いか。
- 文書と関連文書への参照のバランスは適当か。
- さらに記載すべき関連トピックはあるか。
- ガイドラインに図表を含めたほうがよいか。

文書の構成、「及び地域の」の追加、文書のバランスについては概ね合意が得られたが、表題の括弧の削除や、「食品安全の緊急事態(Food safety emergencies)」という用語の使用については合意に至らなかった。特に「食品安全の緊急事態(Food safety emergencies)」については、食品安全性の緊急事態における情報交換に関する原則とガイドライン(CXG 19-1995)で定義されているため、齟齬のないようにすべきとの意見、別の用語を使用した方が良いとの意見、また深刻度に応じたさらなるスケール分類が必要との意見等様々な意見が出された。その他、今後さらに検討すべき部分として、全ゲノムシーケンス (WGS) を適用した管理の記載について、妥当性確認の推奨や、利点だけでなく課題も記載すべき等の意見があった。

電子作業部会からの提案は、以下のとおり。

- ① 関連した箇所でのより詳細なガイダンスのため他の文書を参照しつつ、単体でも読める文書となるよう発展させる目的で議論を継続すること
- ② 対象範囲と用語について議論すること
 - 「食品安全の緊急事態(Food safety Emergency)」「食品安全事件(Food safety incident)」又は「食品安全事案(Food safety event)」のどれを使用するか、また本文書では健康被害のない食品汚染事件についてどの程度含めるか。
 - 表題と対象範囲について、「（微）生物学的」の代わりに「生物学的」にしてよいか。
 - 食品に起因するアウトブレイク (Foodborne outbreak) の定義について、2案のうちどちらを使用するか。
 - 「迅速なリスク評価」及び/又は「事件評価」の使用。

我が国は、新たな文書が既存の文書と齟齬のないように、また重複のないようにすべきとの立場である。「食品安全の緊急事態(Food safety Emergency)」の用語は、食品安全性の緊急事態における情報交換に関する原則とガイドライン(CXG 19-1995)で定義されているところ新たに別の定義を作成すべきでない。また、文書の内容は、各国が参照した際に、食中毒を早期発見し被害拡大を防止及び再発防止をする観点から、必要な対応を迅速にとるために有益な内容とすべきである。したがって、緊急事態（恐れを含む）以外の全ての「食品安全事件(Food safety incident)」、「食品安全事案(Food safety event)」や健康被害のない事件等において、過度な負担とならないよう対象範囲及び内容を検討すべきとの考えで適宜対処したい。また、食品安全の緊急事態 (Food safety Emergency) の範囲を明確化すべきとの議論になった場合は、どの程度の事案を緊急事態と認識するかは各国で解

積が異なることから、我が国としては、緊急事態の範囲を明確化すべきではないとの立場で適宜対処する。なお、我が国は、腸管出血性大腸菌感染症の遺伝子解析は全ゲノムシーケンス（WGS）ではなく、反復配列多型解析法（MLVA 法）を使用している。費用面や迅速に検査を行う点においては WGS より MLVA 法が優れている点もあり、各国がそれぞれの病因物質（微生物やウイルス）に対してどのような遺伝子解析手法を用いているかについて適宜聴取したい。

仮議題 9. 志賀毒素産生性大腸菌 (Shiga toxin-producing *Escherichia coli*:STEC) の今後の作業についての討議文書

米国、ウルグアイ及びチリが STEC 新規作業に関する討議文書を作成することとされていたもの。CCFH の要請に応じて 2017 年及び 2018 年に開催された FAO/WHO 専門家会合の報告書において、STEC のリスクが高いとされた牛肉、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、薬物野菜、並びにスプラウト類について、STEC を管理するためのガイドラインを新たに策定すること、フォーマットについては、「鶏肉におけるカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CXG 78-2011)」及び「牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理に関するガイドライン (CXG 87-2016)」の例に倣うことが提案されている。肉類、乳類、生鮮果実・野菜については、それぞれ衛生実施規範が既に存在することから、作業の重複を避けつつ、STEC に特異的かつ効果的な管理措置に関するガイドラインが策定されるよう対処したい。

仮議題 10. その他の事項及び今後の作業

(a) 新規作業/今後の作業計画

適宜対処したい。

仮議題 11. 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 12. 報告書の採択

各議題の議論の結果が適切に反映されるよう適宜対処したい。